

# 一般社団法人 日本ボクシング連盟

## 選手登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「当法人」という)が、選手の登録(以下「選手登録」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選手登録の方法)

第2条 本法人への選手登録の方法は以下の通りとする。

- (1) 選手登録を希望する者(以下「登録希望者」という)は、当法人ホームページよりダウンロードした所定の申請書に必要事項を記入し、都道府県連盟を通じて当法人へ申請する(選手手帳を必要とする登録希望者はその旨を記入する)。
- (2) 登録希望者は、都道府県連盟を通じて第3条に定める料金を当法人へ支払う。
- (3) 当法人事務局は、申請書の記載内容に不備がないこと、および、支払いを受けた料金が適正であることを確認した後、選手番号を採番する。
- (4) 当法人事務局は、都道府県連盟を通じて選手番号を登録希望者へ通知するとともに、選手手帳を必要とする登録希望者に対して都道府県連盟を通じて選手手帳を交付する。

(料金)

第3条 選手登録に関する料金は以下の通りとする。

(1) 登録料

アンダージュニア2,000円、高校生3,000円、一般女子3,000円、一般男子4,000円

(2) 選手手帳

アンダージュニア1,000円、高校生2,000円、一般女子2,000円、一般男子2,000円

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、令和元年6月28日から施行する。